(件名) 台風第19号による被害状況について【第<u>19</u>報】 (10月<u>31</u>日12時現在)

1 人的・物的被害の状況

	人的被害					物的被害(単位:棟数)						
市町		死 者				住家					非住家	
		うち	行方	重	軽傷	全	半	一部	床上	床下	公共	その他
		災害関連死	不明	傷		壊	壊	損壊	浸水	浸水	建物	
下田市					3			2 1	6	45		
河津町							1	1				
南伊豆町								3 0		6		15
松崎町									7	11		
西伊豆町								2 1	1	38	1	20
沼津市								34	4 1	125	20	7
熱海市								<u>17</u>				
三島市				1				<u>23</u>	4	69	12	19
富士宮市								6				
伊東市				1				52				
富士市								20				
御殿場市	1				1			3	6	3	2	
裾野市								1		15		
伊豆市						2		3	4	5	1	30
伊豆の国市※								27	306	282		16
函南町※						2	3	34	255	126	5	124
清水町									4	4	2	6
小山町							3	3	8	4		6
静岡市	1	1				1		<u>42</u>	3 3	<u>80</u>		
島田市									8	14		
焼津市									221	522		
藤枝市								7	3 3	51		
牧之原市	1							7	13	85	5	14
吉田町									4	73		89
磐田市												1
袋井市									5	5 4		2
掛川市									6	20		
御前崎市					1							
菊川市									24	123	8	
計	3	1	0	2	5	5	7	<u>352</u>	989	1,755	56	349

※伊豆の国市、函南町に災害救助法の適用を決定

(1号適用 適用日:10月12日(災害発生日))

※伊豆の国市、函南町に被災者生活再建支援法の適用を決定

(適用日:10月12日(災害発生日))

2 県・市の配備体制

災害対策本部:静岡県、伊豆の国市、函南町、小山町

3 県の市町への支援

- ・伊豆の国市及び函南町(災害救助法適用市町)に、連絡幹部(本庁職員)を 17日朝から派遣し、災害対策本部運営・災害救助法の運用等を助言 (伊豆の国市:25日で終了 函南町:31日で終了)
- ・両市町から県市長会・町村会を介して住家被害認定業務の支援要請を受け、応援職員を派遣(函南町:31日で終了、伊豆の国市:24日から継続中)
- ・住家の被害認定調査方法等について、市町向け説明会を17日に開催
- ・10月24日から一ヶ月程度の間、伊豆市、伊豆の国市及び函南町に対して土木技 術職員を派遣し、被災箇所の調査、査定設計書の作成等を実施
- ・10月28日から11月8日にかけ(休日を除く)、伊豆の国市原木地区の床上浸水 家屋190戸に対して東部健康福祉センターから保健師及び栄養士を派遣し、健 康指導、健康相談等を実施